

令和6年度

富士宮市農業委員会総会会議録

令和6年9月11日 開会

令和6年9月11日 閉会

令和6年9月11日午後1時00分富士宮市農業委員会会長齊藤 学は、富士宮市農業委員会総会を富士宮市役所全員協議会室に招集する。

委員定数 19 名

出席委員 19 名

農業委員出席委員

1 番 脇 坂 英 治	2 番 近 藤 千 鶴	3 番 赤 池 勝
4 番 齊 藤 学	5 番 佐 野 守	6 番 佐 野 均
7 番 佐 野 強	8 番 伊 藤 照 男	9 番 近 藤 雅 隆
10 番 村 松 義 正	11 番 富 永 政 則	12 番 宮 島 孝 子
13 番 遠 藤 光 浩	14 番 旭 一 昭	15 番 荻 真 教
16 番 後 藤 文 隆	17 番 佐 野 む つ み	18 番 内 堀 忠 雄
19 番 杉 山 弘 子		

農地利用最適化推進委員出席委員

2 番 塩 川 金 彦	3 番 渡 井 清 孝	4 番 渡 邊 勝 彦
5 番 竹 川 篤 志	6 番 村 松 慎 一	7 番 土 井 一 彦
8 番 加 藤 文 男	9 番 藤 浪 庸 一	10 番 有 賀 文 彦
11 番 鈴 木 四 郎	12 番 篠 原 兼 義	

欠席委員

1 番 土 井 治 13 番 牧 澤 邦 彦

事務局職員

(併) 事務局長	野 毛 裕 紀 子	次長兼振興係長	保 坂 伸 次
主任 主 査	押 尾 貞 治	主 査	池 田 幸 司
主 査	滝 口 悠 美		

議長 会長 齊藤 学 (以下同じ)

本日は大変お忙しい中、農業委員会総会に御出席いただきましてありがとうございます。暑いので、体は労わってください。

出席者が定足数に達しておりますので、本会議は成立しております。

これより、本日をもって招集されました、富士宮市農業委員会総会を開会いたします。

議事に先立ちまして、農地法の規定による申請について、取消願の処理状況を事務局に報告させます。

事務局。

事務局 滝口主査

本日配布しました、令和6年8月9日から令和6年9月10日までの農地法の規定による申請(届出・許可)について取消願の処理状況を御覧ください。

第1項について所在地等は議案のとおりです。

平成11年2月22日、農地法第5条許可、許可番号第10の134号で許可されましたが、都合により、令和6年8月16日に取消願が提出されました。なおこの筆については、後ほど農地法第5条許可申請で、再度5条の審議をしていただく予定になっております。

続きまして、第2項から第5項について、所在地等は議案のとおりです。令和6年5月14日、農地法第5条届出、受理番号第70号から73号までで受理しておりましたが、都合により、令和6年8月30日に取消願が提出されました。

報告は以上です。

議長

処理状況であります。質疑を許します。御質疑のある方は、挙手をお願いします。

御質疑なしと認めます。

それでは、「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。会期は本日1日と決定したいと存じます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長

御異議なしと認めます。よって会期は、本日1日と決定いたします。

次に、「会議録署名人の指名について」を議題といたします。

お諮りいたします。会議録署名人は、11番、富永政則委員、12番、宮島孝子委員を指名することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長

御異議なしと認めます。よって会議録署名人に、11番、富永政則委員、12番、宮島孝子委員を指名いたします。

本日の議事日程は目次のとおり、報第43号から協第8号です。

初めに、報第43号から報第46号まで、一括して事務局から報告させます。

事務局。

事務局 滝口主査

令和6年7月21日から令和6年8月20日までの受理分について報告いたします。

議案の1ページから3ページを御覧ください。朗読します。

報第43号 農地返還通知書の受理について

農地の使用貸借権の合意解約がなされたことの通知があったので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、使用貸借契約の合意解約による通知が7件提出されました。

続きまして、議案の4ページから5ページを御覧ください。朗読します。

報第44号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について

農地の権利を取得したことの農地法第3条の3第1項の規定による届出書を受理したので、次のとおり報告する。議案に記載のとおり、2件の届出が受理されました。

続きまして、議案の6ページから7ページを御覧ください。朗読します。

報第45号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出書の受理について

農地を農地以外のものにしようとする農地法第4条第1項第7号の規定による届出書を受理したので、次のとおり報告する。議案に記載のとおり、5件の届出を受理しました。

続きまして、議案の8ページから10ページを御覧ください。朗読します。

報第46号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出書の受理について

農地を農地以外のものにするため、その農地につき所有権の移転、またはその他の権利を設定しようとする農地法5条第1項第6号による届出書を受理したので、次のとおり報告する。議案に記載のとおり、10件の届出を受理しました。

報告は、以上です。

議長

事務局から報告がありましたが、ここで一括して質疑を許します。御質疑のある方の挙手をお願いします。

[挙手なし]

議長

御質疑なしと認めます。よって報第43号から報第46号までは、報告済みといたします。

議第42号「農地法第3条第1項の規定による許可決定について」を議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明をさせます。

事務局。

事務局 押尾主任主査

事務局です。議案の11ページを御覧ください。

議第42号 農地法第3条第1項の規定による許可決定について

農地の所有権の移転、またはその他の権利を設定・移転しようとする農地法第3条第1項の規定による許可申請が、次のとおりあったので審議を求める。

第1項及び別冊航空写真は1ページを御覧ください。申請地は山本で、代信寺の西に位置する農地です。受人は富士市岩本にお住まいで、渡人は議案書のとおりです。贈与契約となります。

申請地は富士市岩本と富士宮市山本との境界にあり、富士市岩本で受人が耕作しているところ、

要望により近隣にある当該申請農地を経営規模拡大を目的として、市内では新規の農地として所有したく申請に及んだものです。

受人は申請地でミカンを栽培する計画です。受人の許可後耕作面積は市外面積も含めて、718平方メートルで、稼働人員は3名です。

続きまして、第2項及び別冊航空写真は、2ページを御覧ください。申請地は中島町で、富士フィルム富士宮工場の東に位置する農地です。

受人は中島町にお住まいで、渡人は議案書のとおりです。売買契約になります。受人は申請地の隣に居住しており、新規就農になりますが、自宅隣の農地を所有し、耕作をしたく申請を行うものです。兄が農業に携わっており、サポートをしてもらう予定です。

受人は露地野菜などを栽培する計画です。受人の許可後耕作面積は130平方メートルで、稼働人員は2名です。

続きまして、第3項及び別冊航空写真は3ページを御覧ください。申請地は北山で、北山中学校の北に位置する農地です。

受人は北山にお住まいで、渡人は議案書のとおりです。使用貸借契約になります。受人は認定農業者であり、父である渡人と同じ世帯員として、現在申請地を耕作していましたが、このたび独立し、当該申請農地を使用貸借するため、申請を行うものです。このため、許可前面積はゼロ平方メートルとなっています。受人は、落花生、露地野菜を栽培する計画です。受人の許可後、耕作面積は2,027平方メートルで、稼働人員は3名です。

続きまして、第4項及び別冊航空写真は4ページを御覧ください。申請地は人穴で、荻平公民館の北に位置する農地です。

受人は人穴にお住まいで、渡人は議案書のとおりです。売買契約になります。受人は、申請地の隣に居住しており、経営規模拡大を目的として、当該農地を取得したく申請に及んだものです。受人は牧草を栽培する計画です。受人の許可後耕作面積は4万8,243平方メートルで、稼働人員は3名です。

以上、御審議のほど、よろしく願いいたします。

議長

ただいまの上程議案のうち、1項及び2項について、担当委員の調査報告をお願いします。

19番。

19番 杉山弘子委員

ただいま審議中の第1項についてお話しさせていただきます。

9月10日10時から、申請者1名、農業委員2名、事務局1名の4名で現地調査をさせていただきました。贈与で78平方メートルです。ミカンを栽培する予定です。現地はきれいに整備されており、今すぐにも耕作できる状態でした。

地域との関係も影響なく、近隣の農園の方々とも知り合いが多く、アドバイスをいただける環境にあるそうです。所有している農地は全て効率的に耕作しているので、特に問題ないです。事務局の説明どおりで問題ないです。

御審議のほどよろしく願いいたします。

議長

5番

5番 佐野守委員

ただいま審議中の、議第42号第2項の調査について報告いたします。

去る9月4日午前9時半頃、受人本人、渡人の代理人である行政書士、塩川推進委員、私、事務局1名で現地調査を行いました。

申請地の農地は市街化区域にあり、令和6年1月16日付富農議第5号、受理番号第3号において農地法第5条届出受理済みであり、宅地分譲3区画を目的としておりました。その後、隣接地との境界立会いの中で今回申請の請人より計画地の一部を農地として売買してほしいと申出があり、分譲計画地の一部を農地として譲り受けることになりました。

受人は現在隣接地に居住しており、定年退職を迎えたため時間の余裕ができて、自身の家族のため農業を行いたいと思いました。

申請地は前の地主が畑として耕作しており、周辺に農地はなく、受人が取得後、キュウリ、トマト、大根、ミカンなどを栽培して、畑として利用する予定です。隣接は宅地化するため、周辺への影響はありません。

また受人は新規就農となりますが、既に営農計画書も提出され、兄が農業に携わっているため、サポートを受けることができ、奥様も農業経験があるため、基本的なことは理解しています。資金調達は自己資金で賄われており、事務局の説明及び申請どおり問題ありませんので、審議のほどよろしく願いいたします。

議長

それでは、質疑を許します。御質疑のある方の挙手をお願いします。

[挙手なし]

議長

御質疑なしと認めます。

それでは、農業委員による採決を行います。議第42号は原案のとおり決定することに、賛成の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長

御異議なしと認めます。よって議第42号は原案のとおり処理することに決定しました。

議第43号「農地法第5条第1項の規定による許可決定について」を議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明をさせます。

事務局。

事務局 滝口主査

議案の13ページを御覧ください。朗読します。

議第43号 農地法第5条第1項の規定による許可決定について

農地を農地以外のものにするため、その農地につき所有権の移転、またはその他の権利を設定しようとする農地法第5条第1項の規定による許可申請が次のとおりあったので審議を求める。

第1項及び別冊航空写真は5ページを御覧ください。申請地、申請人は議案のとおりです。申請人が使用貸借により権利設定し、分家住宅に転用しようとするものです。

申請人は、現在借家に居住しておりますが、手狭のため、自己用住宅の建設を検討していたところ、祖母から土地を借りられることになったため申請地を宅地として転用しようとするものです。

申請地は、先ほど、農地法の規定による申請（届出・許可）について取消願の処理状況第1項にて報告したとおり、平成11年に農地法第5条申請が提出され、分家住宅建築の許可が下りておりましたが都合により実行できなくなったため、取消しをして新たな受人で許可申請を受けようとするものです。

申請地については、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、1種農地と判断しました。1種農地については、原則として転用許可できませんが、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住するものの日常生活上又は業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものと考えられるため、例外的に許可ができるものと判断しました。

周囲は北と東を畑、南を宅地、西は道路に接しておりますが、農地との間に見切りを設置する計画となっております。また、排水については、浄化槽を通す等の被害防除措置を行うことから、周辺農地への影響は軽微と考えられます。万が一被害が発生した場合は、自己責任にて対応します。資金は借入れを予定しており、確保もされております。許可後すぐに着工する計画です。

第2項及び別冊航空写真は6ページを御覧ください。

申請地、申請人は議案のとおりです。申請人が売買により権利取得し、太陽光発電設備施設用地として転用しようとするものです。申請人は、浜松市に本社を置く太陽光発電を主とした発電事業を営んでいる会社で、事業用地を探していたところ、申請地を取得できることとなったため、太陽光発電設備の設置用地として転用しようとするものです。

申請地は、市立芝川中学校から西約500メートルに位置し、芝川出張所からもおおむね500メートル以内に立地するため、第2種農地と判断しました。周囲は北と東を宅地と畑、南と西を道路と畑に接していますが、東側の畑とは2メートル以上の高低差があるため、集团的な営農に支障はないと判断しました。富士宮市の小規模再生可能エネルギー発電設置ガイドラインに沿って施工

する計画で、エネルギー室への事業概要書も提出済みです。

また、隣接地との間には全周フェンスを設置するなどの対策を行い、外周には土堰堤を設置する予定ですので、周辺農地への影響は軽微と思われます。敷地には、防草シートを設置しますが、雨水が浸透するシートを使用する予定です。万が一被害が発生した場合は、自己の責任にて対応します。

他法令への抵触はなく、近隣住民への事前説明も行っており、地域の同意を得て事業を遂行する計画で、問題ないと判断しました。資金については自己資金で確保されており、許可後すぐに着工する計画となっております。

説明は、以上です。

議長

ただいまの上程議案のうち、1項及び2項について、担当委員の調査報告をお願いします。

15番。

15番 荻真教委員

ただいま審議中の第1項の案件について、現地調査を行いましたので報告いたします。

至る9月5日午後1時30分頃、代理人行政書士、事務局、私の3名で申請地で会い、話を聞きました。

申請地は事務局の説明にあったとおり、平成11年に農地法の転用申請があり、住宅建築の許可が下りていましたが、都合により実行できなくなったため取消しをし、このたびお孫さんである、新たな譲受人に使用貸借することとなり、申請する運びとなりました。

申請地は、農地が一团でまとまって存在している、1種農地に該当しますが、申請目的が日常生活に必要な住宅であり、集落に接続しているため問題ないと判断しました。周囲の営農にも支障がないと思われます。その他、事務局の説明のとおり、申請に問題はないと思いますので、御審議のほどよろしく願いいたします。

議長

2番。

2番 近藤千鶴委員

ただいま審議中の議第43号第2項について、調査報告させていただきます。

去る9月5日、申請代理人、行政書士、受人と、事務局1人、鈴木四郎推進委員と私でお話をお聞きしました。

周りはみんな農地でしたが、2メートル以上の段差があり、周辺農地への影響がないことを確認しました。地元や周辺の個別説明は行っていました。小規模な再生可能エネルギー発電設置事業に関するガイドラインに基づいた計画なのかどうかをお聞きしました。

なお、今まで富士宮市は、このガイドラインが1枚しかなく、6月から34ページに改正させる

ことをあまり生かされていなかったもので、34ページにわたるガイドラインをお渡しし、これからはこれを読み込んでほしいとお願いしました。

富士宮市の太陽光発電施設の設置については、ハードルがかなり上がったことを御理解していただきたいと申し上げました。FIT制度ではないということで、廃棄パネルの積立金や保険の加入のことが気になりましたので、そこを確認し、念を押しました。

また受人は、芝川地域に太陽光発電施設を設置して、すぐ転売してしまったという例があり、転売は好ましくないということを、事務局と一緒に強く申し上げました。

雨水浸透防草シートの設置や、年2回の草の処理、夏場の草刈りに関しても確認し、万一被害が発生した場合は責任を持って善処するということでした。申請書のとおり問題ないと判断いたしましたので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

それでは、質疑を許します。御質疑のある方の挙手をお願いします。

〔挙手なし〕

議長

御質疑なしと認めます。

それでは、農業委員による採決を行います。議第43号は原案のとおり決定することに、賛成の方の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

議長

御異議なしと認めます。よって議第43号は原案のとおり処理することに決定しました。

議第44号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」を議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明をさせます。

事務局。

事務局 押尾主任主査

事務局です。議案の14ページを御覧ください。朗読します。

議第44号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

租税特別措置法第70条の6第1項の規定により、相続税の納税猶予に関する適格者証明願があったので審議を求めます。

第1項及び航空写真は、7ページを御覧ください。申請地は小泉に位置する農地です。申請人は議案書に記載のとおりです。父親である被相続人からの相続により権利を取得し、発生する相続税について納税猶予の適用を受けるために、証明を申請するものです。これまで露地野菜を栽培しておりますが、今後も継続して耕作をしていきます。

これまでの営農状況から、今後も継続的な耕作、管理が見込まれ、納税猶予適格の要件を満たし

ており、問題ありません。

説明は以上です。

議長

ただいまの上程議案について、担当委員の調査報告をお願いします。

13番。

13番 遠藤光浩委員

去る9月2日に、事務局、申請者、3人で現地にて調査いたしました。自宅がすぐに横にありまして、ふだんから家庭菜園とか自家用の野菜を栽培しているようでした。

申請書のとおり間違いのないと思いますので、御審議のほどよろしくをお願いします。

議長

それでは、質疑を許します。御質疑のある方の挙手を求めます。

[挙手なし]

議長

御質疑なしと認めます。

それでは、農業委員による採決を行います。議第44号は原案のとおり決定することに、賛成の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長

御異議なしと認めます。よって議第44号は原案のとおり処理することに決定しました。

協第8号「農地利用集積等促進計画に関する意見聴取について」を協議いたします。

事務局に議案の朗読及び説明をさせます。

事務局。

事務局 押尾主任主査

事務局です。本日机上に配付しております「農用地利用集積等促進計画に関する意見聴取について」と題された議案を御覧ください。朗読します。

協第8号農用地利用集積等促進計画に関する意見聴取について

令和6年8月27日付、富農第563号で、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項に基づき、意見を求められた富士宮市農用地利用集積等促進計画について意見を伺う。

議案、「農用地利用集積等促進計画に関する意見について」を3枚めくっていただき、富士宮市農用地利用集積等促進計画第1項を御覧ください。

第1項から順に説明いたします。受人は、議案書のとおりで、使用貸借権設定です。野菜を栽培し、設定期間は5年で、新規になります。移転後経営面積は、1万2,725平方メートルになります。

続きまして、第2項を御覧ください。受人は議案書のとおりで、使用貸借権設定です。野菜を栽培し、設定期間は10年で、新規になります。移転後経営面積は第8項と合わせまして、7,813平方メートルになります。

第3項を御覧ください。受人は議案書のとおりで、使用貸借権設定です。野菜を栽培し、設定期間は10年で、新規になります。移転後の経営面積は1万3,249平方メートルになります。

第4項を御覧ください。受人は議案書のとおりで、使用貸借権設定です。野菜を栽培し、設定期間は10年で、新規になります。移転後の経営面積は1万488.66平方メートルになります。

第5項を御覧ください。受人は議案書のとおりで、使用貸借権設定です。野菜を栽培し、設定期間は10年で、新規になります。移転後の経営面積は7万7,734.61平方メートルになります。

第6項を御覧ください。受人は議案書のとおりで、使用貸借権設定です。茶を栽培し、設定期間は10年で、新規になります。移転後の経営面積は第7項と合わせまして、8万4,670.65平方メートルになります。

第7項を御覧ください。受人は議案書のとおりで、使用貸借権設定です。茶を栽培し、設定期間は10年で、新規になります。移転後の経営面積は、8万4,670.65平方メートルになります。

第8項を御覧ください。受人は議案書のとおりで、使用貸借権設定です。野菜を栽培し、設定期間は10年で、新規になります。移転後の経営面積は、7,813平方メートルになります。

以上、農地中間管理事業の推進に関わる法律第18条第5項の要件に照らし合わせたところ、特に問題は見受けられませんでした。

以上で説明を終わります。

議長

それでは、質疑を許します。御質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長

御質疑なしと認めます。

それでは、農業委員による採決をします。協第8号は原案のとおり処理することに、賛成の方の挙手を求めます。

〔全員賛成〕

議長

御異議なしと認めます。よって協第8号は原案のとおり処理することに決定しました。

これをもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

次回の農業委員会総会は、10月10日を予定しております。

以上をもちまして、令和6年9月富士宮市農業委員会総会を閉会といたします。

午後1時30分終了

本会議録を書記に作成せしめ、会議録署名人と共に署名する。

富士宮市農業委員会

会 長

会議録署名人

1 1 番

会議録署名人

1 2 番